

魏志倭人伝正解の条件

牧 健 一一

【要約】 魏志倭人伝の解釈について、私は先に『日本の原始国家』を公にし、倭人伝は前漢書の書例に従うて書かれたものであつて、「自女王国以北」は対馬国から不弥国までの六国の地方で、その南に女王国即ち倭国連邦があり、倭国の「女王之所都」が邪馬台国であることを説いた。また右の書例に基づいて邪馬台国は筑後の山門郡を、投馬国は日向の妻を、故地とすることを説いた。なお従来、邪馬台国と女王国とを同視する定説が後漢書倭伝に由来する謬見であることを論じた。然るに今日この定説は依然として行なわれ、且考古学者の間では大和説がなお有力であり、また伊都国から邪馬台国までを陸行一月とする倭人伝の記載が依然曲解又は虚妄視され、更に邪馬台国は誤で邪馬沓国が正しいという説が現われたりしているので、ここに其後の知識と省察とによって管見を補強しこの倭人伝正解の条件を書いた。

史林 五三卷五号 一九七〇年九月

一、魏志倭人伝、帯方郡の報告書及び 後漢書の筆者の心になつてそれら の原文を読むことの必要

魏志倭人伝に関する従来の解説法は倭人伝の初の対馬から邪馬台国までの八国間の行路に関する記事をどう読むかについて早くも暗礁に乗りあげている。この記事をすべて連続的によむ説は梁書に始まり日本書紀も同じであるが、近代史学では内藤虎次郎氏とその後継者は原文の南を東にまげて近畿説を主張する。これ

に対し、南を南としてよむ九州説は本居宣長以来、最後の陸行一月を一日の誤であるとしてゐる。そして九州説ではヤマトという音を有する適当な土地が南九州にはないので、奇妙にも連続説法に従いながら、邪馬台国の故地は次第に西九州を北上し、星野恒及び白鳥庫吉の両氏に至つて、神后皇后紀の山門郡の田油津媛征服の記載を捉え来つて筑後の山門郡が邪馬台国の所在地であつたと説くようになり、今日でも北九州説はこれによって代表されてゐる。この連続的説法による北九州説は、本居と同様に最後の陸行一月を一日の誤だとしてゐる。これを当然の如くに考えて宇佐

説や新宇佐説があり、その他種々の見地から生じた北九州説が続出している有様である。

これに対して榎一雄氏は新説を立て、伊都国までは連続的に書かれているが、伊都から後の奴・不弥・投馬・邪馬台国の四国については、伊都国を起点として、各国に至る方角と距離とが書かれているのであり、「水行十日陸行一月」も「水行ならば十日・陸行ならば一月」を要するという意味であると説かれた。この榎説では伊都国から南行する距離が大に短縮される上に、陸行一月を一日の誤だと改めたりするような明白な無理がないので、確かに穩当なものになってるのであるが、この新説について私は、本稿で説く如く、邪馬台国と女王国との同視がこの学説の効果を無力ならしめていると思う。しかしこの榎説によれば邪馬台国の故地は水行十日と陸行一月の兩路が合流する地点において求むべきであるから、それは筑後の山門郡であるということが白鳥説以上に明らかになった。だから山門郡説は榎説によって一段と強化せられたのである。更に井上光貞氏が榎説に同調されたことによつて、今日では山門郡説は倭人伝の研究において最も有力視されるに至ったといえる。ただし兩氏とも邪馬台国は女王国だとされているので、伊都国の南水行二十日の地点に投馬国を求めるといふ段になると、兩氏は共にその候補地として最も妥當な日向の中

部の妻説を採用されたとはいへ、筑後の山門郡にあった邪馬台国即ち女王国よりも北にあるはずの投馬国が女王国即ち邪馬台国よりも南にあることになるので、そこに免がたい矛盾を生ずることになってるのである。

北九州説については考古学の方から疑問視されていることは注意されてよいことである。それは魏晉時代の鏡が近畿地方の古墳からは出ているが、北九州の古墳からは出ないという反論である。これが今日でも考古学者からは近畿ヤマト説が広く支持される理由になっている。しかしながら、鏡は簡単に携行されて移動しうるから、近畿に魏晉の鏡があつて北九州にそれがないからといって、邪馬台国が近畿の大和であつて北九州の山門でないとは断定しうる理由はない。斎藤忠氏は、三世紀の中頃に魏の鏡が畿内に移入されたものもあろうが、四世紀以降の大和の統一國家の胎動期に西晉の鏡が多く畿内に移入されたのではなからうかという意見である。氏は鏡よりもむしろ銅鐸の分布区域を問題にする。畿内を中心とした銅鐸の分布区域は政治的關連を伴うという見地から、少なくとも三世紀の前半の頃はまだ畿内の力が實際に九州をも統治するような政治的情勢は見られず、魏と正式な交渉をした邪馬台国は、地理的に大陸に近いという点からいっても、墓制・銅製品その他の遺物からいっても、北九州の地ではなかったら

うかと論じ、たとい卑弥呼がもらった金印が畿内から発見されたとしても、どのような事情でそれが北九州から畿内に移動したかも知れぬと説かれている。私は『日本の原始国家』の第八章で、及ばずながら、山門郡の考古学的適格性の問題を考えてみた。考古学の裏付けが全くないようでは、邪馬台国説の成立はおぼつかないが、倭人伝の文献的解読を考古学で行なうということはそれよりも一層危険なことである。

倭人伝の解読はあくまでも忠実な原文の解読によるべきである。解読上都合が悪いからといって原文を変更してはならぬ。伊都国以後の行路の連続的説法はこの意味において成立しない。成立の可能性があるのは、伊都国以後を放射的列挙的に読む榎説のみである。ただこの説の難点は邪馬台国と女王国との同視である。邪馬台国と女王国とを同視する従来の定説が、倭人伝の解読を不可能ならしめている根本原因であるといわざるをえないが、それは第二節で説くが如き前漢書の書例に従うて原文を読むことによつて解消する。然るに近時古田武彦氏は、邪馬台国の台即ち臺という漢字は後漢書には見えるが宋刊本三国志では臺であつて臺ではないことを指摘し、臺と壹との二つの漢字の刊本三国志における使用例を厳密に論査された上で、三世紀の三国志原本において、「邪馬臺国」という国名は決して存在し得ないという重要な断定

を提出されている。この古田氏の断定が果してそのとおりで間違いないものならば、従来の邪馬台国論争なるものは共通の足場を失うて空論を構えたことになるのみならず、今後の倭人伝研究は根本的に方向転換をしなければならないことになるわけである。それで私ももちろん古田氏の新説を重視したのであるが、これに關しては『龍谷法学』の本年（一九七〇）七月号の拙稿において攻究したように、魏志倭人伝をかいた陳寿が準拠したと考えざるをえない前漢書の書例によると、ヤマトの音を表出するために、彼が前漢書と同様に臺の字を使用したということは疑のない証拠があるのである。次節において少しくそのことにもふれよう。

ここに至つて我々は倭人伝の原文を正確によむ方法について、これまでの読み方にまちがったところがないかどうかを考えてみる必要に迫られるのである。なぜなら、邪馬台国の位置の決定のためには、どうしても正確に捉えなければならぬ方角と距離と国名との三者の關連について、対馬から伊都までの四国に關しては、各国間の行路が連続的であるということにおいて、すべての学説が一致しているのに、伊都国から後の奴・不弥・投馬・邪馬台の四国については読み方が一定しない。上記の如く、近畿ヤマト説の論者はこの部分をも伊都国以前につづけて全部連続的によむ。里教と日教とを加えた距離が長く、とても九州では収まりか

ねるから南を東に変更するのが正しいとするのである。北九州説では南という方角を守る点では正しいのであるが、これにおいても、伊都国以後も連続的によむ学説と伊都国以後は列挙的によむ学説とを生じ、前者には山門郡説のほかに宇佐説がある。なおこのほかにも北九州説が種々の角度から提出されている。倭人伝の解説についてはこのように諸説が分立群起しているのである。しかしこれはおかしなことだといわざるをえない。なぜなら倭人伝の原文の中に、誰もが同じ読み方でよむことのできる部分と、甚だしく読み方がわかれて収まりがつかない部分とがあるということとは、原文が陳寿一人の筆である以上、決して生ずるはずのないことだからである。そこで伊都国から先と後とで筆がちがっていると考えている人もあるようであるが、帯方の郡使は伊都国で滞在して公務をすませただから、伊都から先の四国のことについては、伊都国で倭人から聞いたことをそのまま書いたということはいえる。だからその点では、彼等が实地に旅行した四国の場合とは、表現と記事の調子とが全くちがっているということはいえる。現地で見たとの明らかな描写的筆法は伊都国までの記事に限られているのはそのためである。

だが伊都国前後で用字上の筆がちがっているとは云えない。方角・国名・距離の三者の間の関係を至という文字で結びつけてい

るという用字法においては、伊都国の前後において変わるところがない。だから伊都国の先と後とで筆法がかわっているとはいえない。共に陳寿の同一の筆で書かれているのである。それなのに、伊都国以前については誰も同一の読み方をするが、同国以後の文については、人によって読み方を異にするというならば、それは原文をよむ者の側において読みぞこないをしているのであり、且その読みぞこないは倭人伝に関する従来のすべての学説に共通する読みぞこないであると云わざるをえないことになると思う。

この考え方を押し進めるならば、原文の読みぞこないは伊都国以後に限られたことではなく、伊都国までの四国についても云えることであろうということになってくる。我々は対馬・一支・末盧・伊都の四国は、九州の地理に関する常識上連続した行路の上の四国であるとすぐ気が附くのであるけれども、陳寿が筆をとったときに、彼にはそのような知識がなかったことは云うまでもないことである。だから陳寿の知識に従って原文を読むとすれば、この四国の行路を当然に連続した四国と読まねばならぬという理由はない。ただ陳寿の倭人伝における文章の表現を見ると、現地の描写を交えつつ、明らかに四国を連続的に読むように書かれているのであるから、これは連続的記載であると云わざるをえない。では陳寿はなぜこの四国については、連続的に読むのが自然であ

るような表現法をとったのであるか。それが問題であると云わざるをえないと思うが、これについては彼は魚拳がかいた魏略の倭伝を種本に使ったと云われ、私もそれに異存はない。魏略以前に他の本があったかも知れぬが、そのことはここでは重要な問題ではない。それでは魏略や魏志はなぜ対馬から伊都までの四国の行路に関する記事を連続的に読ませるような表現法をとるに至ったのであるか。このことが問題になるであろう。そこで当然それは三世紀の前半に二度にわたって倭国にむけて派遣された帯方郡の郡使の復命書に基づいて作られた帯方の太守の洛陽に対する報告書の内容が、魏略の倭伝作成の材料になったのであって、それは帯方郡から逐次諸国を通過して伊都国に到着したことが書いてあったということになってくるであろう。伊都国までは各国及び途上の実景が目撃したように書かれているので、このことは疑をいれる余地がないことである。だから魚拳は帯方郡の太守の報告書を材料にして魏略を書き、陳寿もまた、間接的にそれを材料にして魏志の倭人伝を書いたのである。ただしここにぜひ共留意しておかねばならないことがある。それは陳寿は、恐らく魏略を書いた魚拳の跡をうけて、否、当時一般に行なわれた表現法に従うて、倭の地理に関する事実を書いたのに相違なからうということである。

陳寿が倭に関する事実を書くときに彼の時代の表現法に従うたということが、なぜ留意すべきことであるかというところ、今日我々は伊都国以後の原文を色々に読み、倭人伝は不可解だと云ったりしているけれども、倭人伝を書いた本人である陳寿は、もちろんそれほどむずかしい文を書いたとは思っていないに相違ない。彼は彼としては無理のない自然な表現法で倭人伝を書いたのに相違ないのだから、倭人伝を正しく読むがためには、まず筆者陳寿がいかなる表現法を用いて倭人伝を書いているかを知らなければならぬ。その表現法を我々はまだ知らないのだから、伊都国以前は一致した読み方になるが、伊都国以後になると種々の読み方が続出するのである。陳寿の表現法に従うて読むべきであるという考え方の筋をおすと、伊都国以前を連続的によむことにおいて我々は一致しているといっても、それは陳寿の表現法そのものに従うて一致しているのではなく、九州の地理に関する我々の常識を交えることよって一致しているのだから、その分だけは倭人伝の正しい読み方に従うた一致であるとは云えないものを含んでいるわけである。このように倭人伝の行路記事に関する従来の読み方は、伊都国までの読み方においても筆者陳寿の表現法に合わないところがあったから、伊都国以後になるとそれが表面化して、いろいろと違った読み方を生ずるようになるのであると云

うことができよう。だから倭人伝の正解のための第一条件は陳寿の表現法を確かめそれに従うて倭人伝を読むことである。

倭人伝の解説においては、行路記事の読み方とならんで、もひとつ厄介な問題がある。それは伊都国以後の行路において行程の日数や里数が余りにも長いということである。これについては原文の文字を変更しない伊都国を起点とする放射的列挙的読み方のみが正しいことは既述の如くであるが、併しこの読み方にしても、水行十日は伊都国から九州の西岸を廻って有明海の東北岸に近い山門郡に至るまでの所要の日数の成数化とみることができるとしても、陸行一月は今日の福岡市西郊の前原町にあった伊都国から同じ福岡県の南端に近い山門郡にあった邪馬台国までの歩行に一箇月を要したというのであるから、そのようなことは到底考えることができない。だからこの説も成立しないというのが、今日伊都国以後の行路列挙説に対する有力な反対理由になっているのである。それだから倭人伝の正解に達するためには、どうしても伊都・邪馬台国間の陸行一月について、なぜそのような長い距離になつてゐるかを明らかならしめることを要する。

然るにこの点についてもこれまでの読み方には疑問がある。と
いうのは、これまでの邪馬台国論争は伊都国以後の倭人伝の里数や日数をとりあげて、長すぎるから方角を南から東にかえたり、

陸行一月を一日にしたり、或は完全な虚数だから相手にしないという扱い方をしているのであるが、これが実は大にまちがったことであると云わざるをえない。なぜなら帯方郡から官命をおびて倭国に使した郡使の復命報告書が、倭人伝に見える倭人と倭地とに関するあらゆる叙述の根本資料になっていることは疑を容れないことであるが、それには「自_レ郡至_二女王国_一万二千余里」とあるように、帯方郡から女王国までの距離が書かれている。帯方郡から一万二千余里の南方に女王国があり、邪馬台国があるというのは、「其の道里を計るに、当に会稽の東治の東に在るべし」とあるので判るように、今日の福建省の東方海上に邪馬台国があったことになるのである。東とはいっても大まかな表現であるから、それよりも南になるかも知れぬ。後漢書は「朱崖儋耳と相近し。故に其の法俗多くは同じ」と書いている。この後漢書の記事は、倭人伝の記事に基づき想像をめぐらした文であるからそのまま採用できないにしても、邪馬台国の位置が今日の台湾の東か東南の辺におかれていたことは想像することができ。これだけを見ても、近畿ヤマト説が問題にならないことは明白である。又、倭人伝には伊都国までに帯方郡から狗邪韓国・対馬国・一支国・末盧国を経て伊都国に至るまでの、各国の間の方角や里数も書かれているのである。それだのに従来の学説がそれらのことを全然問題

にしないで、伊都国から後の邪馬台国までの距離の長さをとりあげ、書かれた日数や里数が日本の地理の实地に照らして、長すぎるとか、方角が怪しいとかなどと云い争って来たのは、そもそもおかしなことである。そこで考えて見なければならぬことは、

倭人伝に書かれている里数や日数はともと郡使の報告に基づいて書かれているのである。その報告を材料にして帯方郡の太守は洛陽の中央政府に対して倭に関する報告書を書いたのであって、魏志の種本であった魏略の筆者魚豢は、この太守の報告書を材料にして倭伝を書いたのに相違あるまい。邪馬台国の所在地を前記の如き南方に造っているということは、もちろん虚構であるに相違ないが、彼等はなぜそのような報告を作ったのであるか。何か理由があつたのであろう。だから倭人伝を正しく理解するためには、この虚構の理由を考えて其の裏面の真実に迫ることを要する。これが倭人伝正解の第二条件である。

以上の二つは倭人伝の正解のための必要条件であつて、兩者の結合によって倭人伝の疑問は解けると思うが、なお第三の条件がある。それは後漢書倭伝の倭国観についての正しい認識をもつということである。なぜこれを第三の条件にするかという点、古來倭人伝の解釈においては、後漢書の倭伝がたえず参考にされ、その倭国観が従來の倭人伝解釈の基調になっていると云いうるもの

があるからである。曾て後漢書は前漢書に続いて後漢時代の倭国のことを伝えていと思われたが、今日では後漢書は三国志ができてから約百五十年後にできた本で、魏志の倭人伝を材料にして書かれた本だということが一般に知られるようになった。だが後漢書が倭人伝の倭を倭国と見ていることは、従來の倭人伝の解釈に基本的な影響を与えているのである。そうして私の見るところでは、このことが従來倭人伝の解釈を不可能ならしめている主要な原因にすらなっていると思うのである。それで後漢書はなぜ倭人伝の倭を倭国とよんだのであるか。そうして倭を倭国とよむことがなぜ良くないのであるか。このことを明らかにしないと、倭人伝は正しくはよめないと思う。それで後漢書の著者范曄はなぜ倭人伝の倭を倭国とよんで倭伝をかいたのであるかということについて調べることが必要である。そしてこれが倭人伝正解のため、第三条件である。

これまでに述べた三つの点、即ち一、倭人伝の筆者陳寿が倭人伝を書く時に用いた表現法についての認識、二、帯方郡の郡使及び太守の報告書の内容についての認識、三、後漢書の筆者范曄の倭国観についての認識、これら三つの認識を正しからしめるということとは、倭人伝の正解に達するための三つの条件である。そして第一の陳寿の表現法についての正しい認識の所有は、倭人伝

解説の秘訣を握るための条件であって、従来の論争に対してはその説の当否を決定することを得せしめるものであると共に、従来気づかれていない重要問題について正しい判断に到達する途を見出ださしめるものである。

二、倭人伝の記載における前漢書殊にそ

の西域伝の書例に関する認識の必要

及び倭人伝の解説におけるその効果、

特にこの解説法による「自女王国

以北」の地域の確定

次にはまず陳寿の表現法について述べる。倭人伝は魏志の東夷伝の中の小伝であるが、東夷伝の末尾に次の文がある。

評曰、史漢著朝鮮兩越、東京撰錄西羌。魏世匈奴遂衰、更有烏丸鮮卑。爰及東夷、使訳時通。記述隨事、豈常也哉。

この文を見ると、魏志の外夷伝は史記や漢書や東漢時代の諸史の外夷伝と対照して変化があり、独自のものとして烏丸鮮卑東夷伝を立てたことを特筆していることがわかる。いわゆる七氏後漢書の中の謝承の後漢書の逸文にも烏桓・鮮卑・東夷の諸伝があって、東夷伝を立てていたことがわかるが、右の評曰によって魏志はこの東夷伝において初めて倭人伝を設けたことが魏志の特色で

あることを挙げているといえる。その理由はこの東夷伝で倭人の小伝が初めて伝として現われたのみならず、「爰及東夷」使訳時通」という文の「使訳時に通す」は東夷伝の中で最もよく倭人伝に当てはまるからである。史記・漢書・東漢書・魏志における外夷伝を通覧すると、それらが漢朝と外夷との外交関係の記述を主としてるのは当然のことであるが、魏に至って初めて東方海上の倭の女王卑弥呼と台与の使が三回もはるばる来朝し、之に対して魏からも帶方郡の郡使を二度までも海外万里の倭国に派遣するというようなことがあったので、魏志の東夷伝では特に之を珍重しているのである。そして倭人伝では郡使の見聞により、主として倭の地理をかいているが、政治関係では邪馬台国を初として三十の国名をあげ、その中の九国について所在地と官名とをあげ、女王と諸国との関係については、簡潔に要領をえた叙述がなされている。倭人伝におけるこのような記述の仕方を、史記及び前漢書の外夷伝に比較すると、まず前漢書西域伝の記述においてこれと頗る類似した表現があることが目につくのである。この西域伝には約五十国の各国ごとに条目を立て、各国についてはまずその国王の居所即ちその国の国都の所在地をあげ、次に漢の国都長安からの距離をあげ、次にその国から西域都護府及び近隣の諸国に至るまでの方角と距離とをあげている。その次にその国の官名・

軍隊・物産等についての記載があるが、これらのことは倭人伝において記事のある各国の部分と表現の仕方が似ており、殊に伊都国の場合に近似するところがある。次に西南夷伝は史記にも前漢書にもあって、両者は殆ど全く同文であり、その冒頭に数個の小国群の所在地とその間の地理的關係を説いているが、その表現は倭人伝の「自_レ女王国_二以北_一」という表現を連想させるものがある。更に外夷伝ではないけれども、前漢書地理志の粵地の条を見ると、そこには南越の海岸から出発して今日のヴェトナムの海岸を航し、マレイ半島の南端をめぐる、マラッカ海峡をへてベンガル湾にいで、ガンジス河の河口をへて、インド半島東岸の黄支国に達するまでの進路がかかれていたが、この場合の表現は倭人伝における対馬から伊都国に至るまでの各国間の行路の記載の表現に類似しているのである。このように倭人伝において国内の諸事の記載がある九国に関しては、その地理的事事に類似した表現法が、前漢書の西域伝、西南夷伝及びその地理志の粵地の条において見られるのであって、このことは倭人伝の解読のために甚だ参考に資すべきことがらではなからうかと思うのである。

このように前漢書中の表現において魏志倭人伝の中に存在する国と国との間の行程や行路に係る記述に類似する表現に接するとき、我々は倭人伝は前漢書における書例を踏襲したのではな

いだろうかという推考に誘われるのである。このことは前漢書もまた史記の表現法を踏襲しているのを見て一層その感を深うするのである。というのは、前漢書の西域伝の前身は史記の大宛列伝であるが、大宛列伝には漢の武帝の下の郎官であった張騫の西域遠征の報告を載せている。大宛の外に、烏孫・康居・奄蔡・大月氏・安息・条枝・大夏の七国について、国別に条を立て、その位置と国情とを記載している点において、前漢書西域伝と全く同一である。各国の所在地を表示するには例えば「大宛、在_レ匈奴西南_一、在_レ漢正西_二、去_レ漢可_二万里_一」とあるが、前漢書西域伝には「大宛国、王治_レ貴山城、去_レ長安_二万二千五百五十里_一」となっている。両者は全く同一の筆法で、ただ前漢書西域伝には国都の所在地をあげ、漢の国都長安までの里数を詳記している。このほか西域伝において「去_レ長安_二」としているのが、すべて史記の大宛列伝の書例にならっているのであることはいままでもない。ただ大宛列伝では漢都長安を起点として距離を次第に遠方に及ぼすという様式にしていたから、「康居、在大宛西北_二、可_二二千里_一」とか、「大月氏、在_レ大宛西_二、可_二三千里_一」とかというように、「在_レ」を使ってその国の所在地を示したのに対し、西域伝の各国では長安だけは常に「去_レ」として本国中心の表現であるが、各国から近隣の諸国までの距離を表現するには、其国の国都から諸国

の国都までの距離を、方角・国名・距離の順でかくことにしている。例えば「皮山国、王治皮山城、去長安二万五千里、戸五百、口三千五百、勝兵五百人、左右将、左右都尉、騎君、詔長各一人、東北至都護治所二千二百九十二里、西南至烏秬国千三百四十里、南与天篤接、北至姑墨千四百五十里、(下略)」というが如き形式を採用している。

前漢書西域伝の各国に関するかくの如き表現法は、倭人伝の「郡使往来、常所駐」とある伊都国、即ち倭国に使用すること二回に及んだ帯方の郡使がそこで滞在して倭国に対する使節としての要務を果たして帰った国であった伊都国から以後における、「東南至奴国二百里、官曰兜馬飡、副曰卑奴母離、有二万余戸。東行至不弥国二百里、官曰多模、副曰卑奴母離、有二万余家。南至投馬国、水行二十日、官曰弥弥、副曰弥弥那利、可五万余戸。南至邪馬壹国、女王之所都、水行十日、陸行一月。官有伊支馬、次曰弥馬升、次曰弥馬婆支、次曰奴佳鞮、可七万余戸」と書いている表現と一致する。方角・国名・距離の順で書かれ、どの方角に何国があり、そこまではどれだけの距離であるという点において共通する。伊都国をはじめどの国にも伊都国までと同様に、国都の名は見えないが、距離は国都から国都までの距離であったわけである。四国のうち奴国までの表現は完全に前漢書と同一で

ある。他の三国では不弥国は東行、投馬国は水行、邪馬壹国では水行陸行と行の字があるので、行の字がある点は前漢書と異なるけれども、それはすべて行程は甲地から乙地へ行くことを想定して定まるのであるから、この場合の行の字は行程を表わすために使われた行の字であって、末盧から伊都への進行を東南陸行五百里と書いている場合の行の字とは違った意味であることを知るべきである。それは既に榎氏が指摘されたように、伊都国までは方角・距離・国名の順だが、同国以後は方角・国名・距離の順だからである。表現法の根幹を見ないで行の字の有無に捉われると、伊都国以後も連続的に読みたくなるが、そうではない。しかし、ここに用いられた行の字が従来は伊都国以後までも連続的行路と思わせる誘因になっていることは注意されるべきである。このように伊都国以後の四国に至る方角・国名・距離の記載は、前漢書西域伝の各国の条の各国を中心とする諸国への行程表と同一の表現法をとっていることがわかる。西域伝では初に国都の所在地をあげて、国と国との間の距離は両国の国都の間の距離であることを示しているが、倭人伝では邪馬壹国について「女王之所都」と書いているだけである。そしてこの説明のための註記が帯方郡の治所に対応する意味のものであることは後述の如くである。

伊都国以後の四国は伊都国を起点として、各国に至る方角と距

離とを列挙したもので、伊都国以前の如くに連続的に読んではならぬという読み方は、既記の如く榎一雄氏の新読法であって筋の通った学説である。この点では私は榎説を採る者である。だが私の読み方が榎説と根本的に違っている点は、私は榎氏の如く方角と距離と国名との三者の配列が、伊都国の前と後とで違っているということをも基本的な理由にしているのではない。私は倭人伝における行路の記載が前漢書西域伝に現われた行路記載の書例に従うて書かれているということをも基本的な理由にしているのである。云いかえると、伊都国の前と後とで三者の配列が違っているのは、倭人伝が前漢書の書例に従うて書かれているという一般的原则の現われであって、たまたまこの場合において発見される差違ではないとする点において、私は榎説とはちがった新しい読み方をしているのである。

前漢書の表現と倭人伝の表現との間に類似のあることは先に述べたが、倭人伝が前漢書の書例に従うて書かれているということとは、これから立証するべきことである。私は倭人伝の記載と前漢書の書例との全面的な対照の結果この断定に達したのであるが、差し当り私は前漢書西域伝の書例に照らして倭人伝を読むと、従来論争が繰り返えされながら決定に至らない読み方の当否を西域伝との対照で決定することができると云いうることを指摘した

い。それは伊都以後の列挙的読み方の一部分になる邪馬台国に至る「南水行十日陸行一月」の読み方であって、これを「南へ水行十日の上に陸行一月」というように連続的によむのと、「南へ水行なら十日陸行なら一月」とよむのとで、邪馬台国の位置の決定に差を生ずることになる。それでこの読み方が論議されてきたのであるが、前漢書西域伝を見ると、これと全く同一の筆法で書かれている実例がある。西域伝上巻の最後の尉頭国の条に、「西至捐毒一千三百一十四里徑道馬行二日」とあるのがそれであって、千三百一十四里と馬行二日とは余りにも大差があるので、誰でも連続的に読みたい文である。然るに清朝の漢書の註釈書をよむと、徐松・王先謙・丁謙は皆これを、普通の歩道なら千三百四里だが、山道なら馬行二日で行けると読んでいる。従って両路の会合点に捐毒国があったのである。（拙著、頁八九）私は邪馬台国の位置を表示する「南水行十日陸行一月」もまた、この前漢書の書例に従って伊都国の南で「水行なら十日陸行なら一月」の位置に、邪馬台国があることを表示したものと思うのである。そうしてその場所が筑後の山門郡の地であり山門郡が邪馬台国の故地であることについては、歴史的・地理的・考古学的に条件が整うていくということが出来る。（拙著、三五三、三三〇頁）なお両地間に二つの通路があることを表示するこれと同断の表現法は唐の杜佑の

通典の州郡志の中に散見するが、恐らく前漢書の書例の如き一般的な表現法が存在したのであろう。伊都から南方で陸行一月の地に邪馬台国があるという読み方は、現実の地理に照合すると、不当に長い距離を許すのであるから、それだけでもこの説は成立しないという批判が依然存在するけれども、それは次節で述べる帯方の郡使の倭国往訪の復命報告書における距離の記載との関連において考察さるべきことがらであるから、そこで述べよう。伊都国から後の行路記事なるものが、正確に言えば伊都国から各国に至る行程の記載であることが、前漢書西域伝の書例に照らして初めて的確に判明することは上記の如くである。これに反し伊都国までの四国の行路が連続的であることについては、誰も疑うものがないほど自明のことであるとされているが、これは我々が日本の地理の常識に基づいていうことである。前にも述べたとおり、倭人伝を書いた陳寿には、もちろんそのような知識があったわけではない。倭国往訪の帯方郡使の報告が原史料となっているわけであるが、我々が倭人伝を正確に読む方法としては、この場合もできれば陳寿の心になり、陳寿の表現法に従うて、この部分を読むべきであると思う。然るに幸にこれについては、前漢書地理志粵(越)地の条には、前に述べたように、南越の海岸から印度半島東岸中部の黄支国に達するまでの行路が書かれている。そして

これが次第に各地を經過して進む連続的行路の記載であることは明白であるが、この記載の仕方を倭人伝の対馬から伊都に至るまでの行路記事に比較対照すると、拙著で詳述したように、両者の表現法は実によく一致するのである。(拙著、頁八一)それで私はこの部分についても陳寿は前漢書の書例を踏襲して倭人伝における行路記事の表現法たらしめたのであると考える。倭人伝が前漢書西域伝の書例に従うて書かれていることが、伊都国以後の各国に至る行程記事の記載の仕方において明白であることは上述の如くである。しかしそれ以上に注意さるべきこととして、女王国の所在地と領域との決定のためには機密ともいべき表現法が、この西域伝の書例の上において見出だされるということは、特に注目さるべきことであると思う。「自_レ女王国_ニ以北」と称ばれている地方が倭人伝の中のどの地方であるかということは西域伝の書例の参照によつて定まるのである。「自_レ女王国_ニ以北」の地方が九州のどの地方だということが判明すれば、女王国はその地方の南にあったということがわかる。「自_レ女王国_ニ以北」といううちには女王国は含まれない。それが含まれるとしたら倭の土地には何も残らないからである。前漢書の書例を見ても、西南夷伝の初の総論の部分に、西南夷の諸族に教群あることを叙述した中に、「自_レ某族_ニ以東北」という表現法をとった箇所がいくつかあ

るが、それらはすべて某族の地方を含まないで、それよりも東北にあるという意味であるから、倭人伝の「自『女王国』以北」も同一の表現であったのに相違ない。「自『女王国』以北、其戸数道里可『略載』」となっているのだから、倭人伝に見える九州の諸国の中で、どの国々が「戸数道里」が「略載」された地方であるかということが決定されるならば、その南の地方が女王国であったということになるのであるが、これまでには、いかなる学説もこの点を究明したものはない。それもそのはずで、従来は邪馬台国と女王国とを同視するのが定説になっていたから、邪馬台国の所在地さえわかれば、女王国の所在地を探する必要はなかったのである。そして伊都国以後の諸国を連続的によむ説も、それを列挙的によむ説も、「自『女王国』以北」は「自『邪馬台国』以北」であるとしており、「戸数道里の略載」については深く考えなかった。投馬国を女王国＝邪馬台国より北にあった国だとしているのである。管見では邪馬台国と女王国との同視が従来の学説の根本的欠陥であり、倭人伝を不可解の書物たらしめた根本原因であるが、この謬見は後漢書の倭国観に由来するから、その説明を最後にまわすことにして、まず「戸数道里」が「略載」された「自『女王国』以北」がどの地方であったかについての私の所見を述べる。

倭人伝において「戸数道里」が「略載」された諸国とはどの国

々であるか。それを決定する根拠もまた前漢書西域伝の書例の中において求めることができるのであって、それは西域伝の初の総説の最後に、

自『宣元』後、单于称『藩臣』西域服従。其土地山川、王侯戸数、道里遠近翔実矣。

という文があるが、この中の「其戸数道里翔実矣」という文字が拾える部分は、まさしく倭人伝の「自『女王国』以北」について、「其戸数道里可『略載』」とある部分に対応し「自『女王国』以北」を決定するための指針となる文句だと思うのである。（拙著、頁一

〇三）この西域伝からの引用の最後の翔実は顔師固の註によると、翔は詳と同じであり、音が同一だから借りて用いているのだということである。漢代の金石文にその実例があるからそれに相違なく、翔実は詳実である。これによって西域伝に書かれた約五十の国々は「戸数道里」が「詳実」であったとされていることがわかるが、西域伝に見える諸国の記載を調べると、戸数及び里数は、できれば一位に下ることになっている。十位の国も少くはないが、百位でとめることのないようにしている。里数がこのとおりだから道即ち方角もまた正確なわけである。西域伝で西域の諸国について「戸数道里」が「詳実」であるというのはこのようなことを指すのである。安息国だの大月氏だの康居国だの長安から一万里

以上の遠方にあつた大國は別として、西域伝に見える諸國の戸数道里の記載はかくの如くであることを原則にしている。長安から一万里以上でも西夜國について、「去長安万二百五十里、戸三百五十、口四千、勝兵千人、東北到都護治所二千四十六里」というように、都護治所までの里数は一位までかき、長安までの里数と西夜國の戸数は十位までかいている。西域地方は西域都護府の支配が及び、西は羅馬に通ずるシルクロードが開かれていた關係上、諸國の情況がよくわかつていたのである。之に対して倭については帯方郡の郡使が僅に二回訪れただけだから、西域伝のよくなわけにはいかない。しかしながら、前漢書西域伝の書例を本にして、伊都國以後の四國の行路においては伊都國を起点として四國に至る方角と距離とを表示したものであり、水行十日陸行一月においては水陸兩路の存在を表示したものであることを知りうることは前記のとおりである。それならば、「戸数道里の詳実」の実例を示している前漢書西域伝の各國における戸数道里の記載は、「戸数道里の略載」がなされているという魏志倭人伝における「自女王國以北」の地方が果してどの地方であつたかを決定する上に、参考になる実例を示しているものと考てもむりではなからうと思ふのである。

それで倭人伝について戸数道里の記載とそのあり方とを調べて

見ると、對馬國は狗邪韓國から千余里で千余戸、一大(支)國は對馬國から南千余里で三千許家、末盧國は一大國から千余里で四千余戸、伊都國は末盧國から東南陸行五百里で千余戸、伊都國の東南百里の奴國は二万余戸、伊都國から東行百里の不弥國は千余家、伊都國から水行二十日の投馬國は推定五万余戸、伊都國から水行十日又は陸行一月の邪馬台國は推定七万余戸となつてゐる。だから戸数は對馬・一支・末盧・伊都・不弥の四國は千位、奴・投馬・邪馬台は万位で、投馬・邪馬台の二國は推定の数字である。次に里数は對馬・一支・末盧の三國はそれぞれの先の國から千余里、伊都國は末盧國から五百里、奴國・不弥國はそれぞれ伊都國から百里、以上は里数が書かれているが、投馬と邪馬台の二國になると、日数はかかれてゐるけれども里数がない。また数字は百位で表示したものが最低位であり、他は千位・万位である。だから戸数と里数の両者が記されているのは不弥國までの六國の地方であつて、投馬と邪馬台の二國は戸数はあつても万位以上で推定の数字である。道即ち方角は遠方ほど正確を保しがたいから、この二國のような遠方では方角も確かだとはいえない。西域伝の場合のように陸上ばかりではなく、道には陸上の外に海上の航行もあつたわけだが、兩者とも正確を保証することはできぬ。このように調べてくると倭人伝のうちには、前漢書西域伝と同様に、

「戸数道理の詳実」を保証しうる国は一つもない。僅に戸数と里数とを千位と百位とで書くことができた範圍においてのみ、西域伝の標準で「戸数道理の略載」を考慮することができるとはさすがない。里数がなく、戸数は推定に止めなければならない投馬・邪馬台の二国は戸数里数の標準で考えることができない国であると云わざるをえない。前漢書西域伝の書例に照らして魏志倭人伝をよむと、「戸数道理の詳実」に相当する国は存在しない。といつて、対馬から不弥国までの戸数・里数が百位までは書かれた国がある地方は、明らかに里数がなくて日数のみあり、戸数は推定に止めてゐる投馬・邪馬台の二国と区別されなければならないから、この六国の地方こそは「戸数道理の略載」に相当する記載がある諸国の地方であるということができよう。投馬・邪馬台の二国はこの標準からいへば「自女王国以北」のうちには属しなかつたといふべきである。（拙著、頁一〇五）従つてこの二国は「其余旁国遠絶、不可得詳」の列に入るべきものである。

かように考えることにより、対馬から不弥までの六国の地方こそは「自女王国以北」であつたことが明白になつた。伊都国までは帯方の郡使が夷地を進んだ四国であり、奴・不弥の二国は伊都国から僅に百里の地である。この六国については戸数道理を略載しうると、郡使が復命報告したのは当然のことであつた。「自

女王国以北」がこれら六国の地方であつたといふことが明らかになると、女王国はその南の地方であつたことになる。従つて九州本土において、末盧国即ち松浦郡より南の肥前と伊都・奴・不弥の三国があつた地方より南の筑後が女王国の領土であつたことがわかる。そして既に邪馬台国は有明海の東北岸の筑後山門郡をその故地としたことが明白であるから、邪馬台国と女王国とが同一でないことは明白である。邪馬台国は「女王之所都」とあるとおり、女王の国都の所在地である。そして倭国が多年にわたつて内乱を続けた後において、諸国は一女子卑弥呼を立てて倭国の王にしたのであるから、倭国のことを女王国と称んだのであることもまた明らかである。だから邪馬台国は倭国即ち女王国の国王である女王の国都の所在地であつたのである。倭国という名称はもちろん魏の政府が便宜上つけた仮称である。それは倭の三十国の中から上記の六国と女王の南にあつた敵国狗奴国と伊都国から南水行二十日の地にあつた投馬国との八国に邪馬台国を加えた九国を除いたところの、所在地不詳の二十一国の恐らく大部分の国々を含んだ国家であつたであらう。それらの国々が邪馬台国を盟主と仰いでその下に団結して作つていた連合国家が倭国・女王国であつたと云えるのである。

それではこの連合国家の領域はどの地方であつたかといへば、

北は上記六国の「自女王国以北」の地方に接し、南は女王国の南でその敵国であった狗奴国即ち古代には熊県がおかれた肥後の球磨郡の地方と界を接し、東は「女王国東」度海千余里、復有国、皆倭種」とあるのは四国の西岸地方と思われるから周防灘に至る地域を占め、邪馬台国までの水行十日は九州西海岸をめぐって有明海に入る航行に当たると思われるから肥前の彼杵郡は女王国の中であつたといえよう。かくの如くにして、女王国の領域は筑後全土を中心とし、東は考古学的考慮などにより豊前の南半と豊後全部、西は松浦郡を除く肥前の大部分、南は球磨郡を除く肥後の大部分を占めていたと云うことができよう。九州山脈をこえた日向の中部に治所があつた投馬国は女王国の植民地であつたと思うのである。私は「自女王国以北」と女王国と狗奴国との三つの地方は、九州地方の倭人の三部族を成していたと見る。三十国はいずれも小部族国家であり、女王国は多数の小部族国家が連合して作つた中部の部族国家であつた。そしてこの女王国は「自女王国以北」の地方を征服してこれを属領とし、伊都国に一大率をおいてその地方の諸国を検察せしめた。「自女王国以北」は女王が任命した一大率が総督として嚴重に取締つていた女王国の属領であつたのである。その檢察は嚴峻であり、諸国はこれを畏憚した。郡使は實地にこれを目撃したのである。女王国にとつて

は北方の警備を嚴重に行なうところが特に必要であつたのである。

(拙著、頁五二八)

以上によつて魏志の倭人伝は前漢書の書例殊に西域伝の書例に則つて書かれたものであることが明白になつたと思う。実に前漢書西域伝の表現法に従つて倭人伝を解説することによつて「自女王国以北」の地域が明白化し、またこれに基づいて女王国の領域が判明し、女王国と「自女王国以北」との支配関係及び倭人伝に見える三世紀前半の九州における三部族の存在とその関係について考察しうる端緒をにぎることができるのである。

なお上記の書例とは別に魏志倭人伝が前漢書の書例に従つたことを立証しうる根拠として、邪馬台国の台字の即ち臺の字が前漢書に由来することをあげることができよう。古田武彦氏は昭和十四年（一九六九）の『史学雑誌』九月号に「邪馬台国」と題する論文を発表し、宋刊本三国志を本にして、魏志の原本は邪馬臺国であつたが、後漢書が臺を臺に改訂したのであるという新説を立て、邪馬臺国の存在を前提として行なわれている邪馬台国論争を以て、根拠のない無用の論争であることを主張された。それが本当にそうならば、我々の多年の研究は的なきに矢を放つてきたことになるであらう。もちろん無関心ではいられないから、私は古田氏の論文を精読し、前漢書の用語例を調べ、果たしてこの新説

に従うべきかを考えた。そして私は既述の如くその結果を本年(一九七〇)七月の『龍谷法學』で発表したが、今その要点を述べると、史記の大宛列伝に、貳師將軍(李広利)が西域の宛を討つて下すこと能わず、烏孫・命頭の二国が漢使を苦しめたことが書いてある部分について、前漢書李広利列伝には全く同一の文章を史記から踏襲しながら、命頭を輪臺とかき改めているのである。これによって前漢書では臺と頭とを同一又は近似の音を有する文字として使用していたことが明白化するのである。頭の音がトウであるのに対し、臺の音はタイに基づくトであるというような差はあっても、臺の音がダイにもとづくドでなかつたことは明らかであるといえよう。武帝が輪臺の屯田法をやめ輪臺をすてたときの哀痛の詔は今日リンドアイの詔と読まれているけれども、前漢書の本来の読み方に従えばリントアイ又はリントの詔と読まるべきであることも之によって知られる。邪馬台国の故地は前記の如く筑後の山門郡であり、両者はヤマトという音において一致するのである。それだから、前漢書が李広利伝において臺(台)の字を以てトの音を表出したように、前漢書の書例に従って書かれた魏志倭人伝が、邪馬台国の場合に臺の字を使用してヤマトのトという音を表出したのは当然のことであった。

書例に従って読むことは、読み方に一定のルールを認め

それに従って読むことである。倭人伝の解説における流弊ともいふべきことは、原文を読む各人が各人の都合のよいように勝手な読み方をしたところにある。それではいつまでたっても一定した解説に達するはずはない。なぜ各人各様の読み方になつたかという点、これから述べるように、倭人伝に書かれた距離や戸数を示す数字が実数の何倍にも誇張されていること、後漢書倭伝が倭人伝の倭の字の解釈を誤っているに拘わらず、その誤に気づかなかつたため、女王国と邪馬台国とを同視するようなことになつた。この二つの理由が妨害して各様の読み方を招くようなことになつたことを認めねばならない。だが文字の使用において厳格な漢籍殊にその古代の文献において、読者の意によつてどうにでも読めるというような文章字句になっているはずはない。魏志倭人伝をそのように安っぽい本と考えたりすることは絶対にできない。必ずしも一定した書き方で書かれていることであろう。そうすると、私がこれまでに述べてきたように、前漢書の書例が魏志倭人伝の表現において守られているということを考えざるをえなくなるのである。我々は前漢書の地理志、西域伝・西南夷伝の書例に対照することによつて、倭人伝における従来の解説上の争点に対し、一定の解説法を提供することができた。殊に「自_二女王国_一以北」の地域が対馬から不弥までの六国の地方であること

を、「戸数道里の略載」という条件に照らして考定するに当り、西域伝の「戸数道里の詳実」との対照が効果的であったことを軽視することはできぬ。実にこれによって、邪馬台国と女王国とを同視し来った従来の定説の誤を正すことができるのである。

女王国は「自_二女王国_一以北」とよばれた六国の地方の南にあった連合国家であつて倭国と同一である。倭国大乱の時倭国を構成した諸国の共立をうけて倭国の女王になつた卑弥呼にちなんで、倭国は異称して女王国とも称ばれているのである。そうして邪馬台国は倭国即ち女王国の「女王之所_レ都」であつた。「女王の都する所」というのは、女王国_レ倭国の国都の所在地という意味である。この所という文字は伊都国を「郡司往来常所_レ駐」といたり、所在地不詳の二十一国の最後の奴国を「此女王境界所_レ尽」と書いてある場合の所の字と同一の用法であつて、女王の都のある場所即ち国都の所在地という意味である。それを女王国と混同してゐては、倭人伝が永久に読めない文献になることは、本年（一九七〇）の『日本歴史』二月号の拙稿「書例による魏志倭人伝の解釈」において述べたとおりである。「自_二女王国_一以北」の地域がどこであるかは、前漢書西域伝における書例との対照によつてのみ、それが対馬から不弥までの六箇の地方であつたことを断定することができる。そうしてこのことにより初めて八国の行路に関

する記述について矛盾なき解釈に到達することができる。殊に注意すべきことは、邪馬台国と共に、たえずその所在地が問題になつてきた投馬国の所在地がこれによつて定まる。投馬国の所在地としては、私は早くから本居宣長の説に従い、日向中部の妻町を宛てていたのであるが、これを伊都国以後の行路の列拳的読み方と調和せしめる原文の解説は「自_二女王国_一以北」が対馬から不弥までの六国の地方であることを考定することによつてのみ可能である。私はこのことの考定によつて女王国と邪馬台国とを同視する従来の定説が誤つてゐることを断定しえたことは既述の如くである。そうしてこの断定がなされると投馬国を女王国_レ邪馬台国よりも北であると考えざるをえなかつた困難から脱却することができるので、伊都国から南水行十日の邪馬台国よりも南に、即ち南水行二十日の地に投馬国があつても構わぬことになつてくる。（拙著、頁二八六）榎・井上の両氏と私との解説上の違いはこの点に存する。

なお私は魏志の本紀の至の字と到の字とを使い分けているのと同じの使い分けが、倭人伝の行路記事の段落の表現に作用し、最後の邪馬台国に至を用い到にしていないことを以て、伊都国以後の列拳的説法成立の一つの理由たらしめた。これは魏志の書例の重視である。（拙著、頁四八一—五〇〇）

三、帯方郡の郡使の復命書と帯方郡の

太守の報告書とに見える帯方郡か

ら女王国までの里数についての判

断の必要と倭人伝の解説における

その効果、殊に帯方郡から女王国

までの幹線距離を一万二千余里と

した虚構の里数に基づく原里数の

復原による倭地の地理の解明

前漢書の書例に従うて倭人伝を読むことは、倭人伝を正しく読むがための必要条件であるが、これだけでは不十分であって、これに配するに、魏の国命によって倭国へ派遣された帯方郡の郡使が、その復命書において報告したと思われる帯方郡から女王国までの一万二千余里はいかなる意味を有する数字であるかについての、正しい判断を以てすることが必要である。これが倭人伝正説のために必要な第二条件であり、書例式解説と相まって倭人伝の正解を可能ならしめる。

倭人伝は初に帯方郡から女王国までの行路について述べ、最後に「自郡至女王国一万二千余里」と書いているが、これはもともと郡使の復命報告書を材料にして書かれたものに相違ない。出

所をそれ以外に考え難いからである。そして「自郡至女王国」というのが、帯方郡の治所から女王国の治所邪馬台国に至るまでの距離であることは、既述の如く前漢書西域伝の表現法に照らして疑のない事実である。この距離をなぜ里数で示したかというところ、里数は距離の正確な表示とされてきたからである。日数は車馬や歩行者や船舶など進行方法の相違によって差を生ずるから、距離の正確な表示に適しない。里数はそのような心配のない正確な客観的表示である。行程を示すにはそれ故にできるかぎり里数を用いてし、やむをえない場合に限って日数にしたようである。それで法定の行程表は里数になっていて、車馬・歩行・船舶により行程表の里数が定まっていた。従って日数を里数に換算することもできたわけであるが、正確な方法は初から里数で表現するに越したことはなかったわけである。だから帯方郡から女王国の国都邪馬台国までの距離が一万二千余里だということは正確な里数であることを意味した。然るにこの距離のうち帯方郡から末盧国までは海上であり、末盧から伊都を経て邪馬臺国までは陸上であり、陸上のうち末盧から伊都までは郡使が進行した部分であり、伊都から邪馬台国までは郡使が進行せず伊都においてその距離をきいた部分である。かくの如く帯方郡から邪馬台国までの一万二千余里において、初から里数であるのは伊都国までの一万五百余里であ

る。残りの千五百里は伊都邪馬台兩國間の陸行一月を里數に換算して、日數を里數に書きかえることができたのに相違ない。だとすると、陸行一日程五十里ならば、一月即ち三十日の行程は千五百里ということになる。それで魏の時代の歩行一日の行程が五十里であったことがわかると、陸行一月を千五百里になおしたことは理由があったことになるのである。

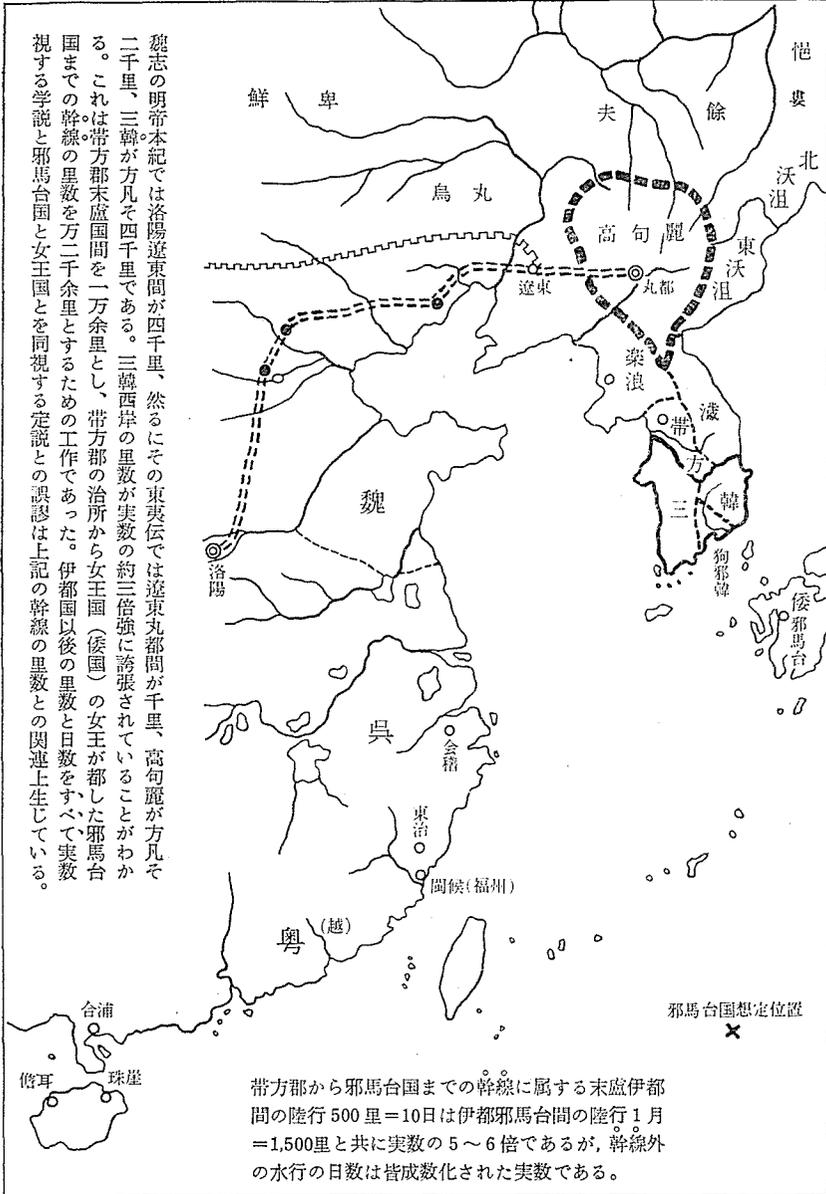
それでは魏の時代の歩行一日の行程はなにほどであったであろうか。私は今このことを直接に立証しうる材料をもたないが、間接的には立証することができる。後漢書南蛮伝によれば、後漢の順帝の時將軍李固駿が上言して南蛮遠征の企を阻止した時、彼は「軍行三十里為程、而去日南九千余里、三百日乃到」と云ったということである。そうして魏は後漢の後継者を以て自任していたから、かくの如き行程の制度も受けついでいたとみてよからう。然るに大唐六典戸部の条には「凡陸行之程、馬日七十里、步及駟五十里、車三十里」となっている。車三十里のうちには軍行の車を含むと思う。軍行には必ず武器・食料・宿營の器材などを運搬するための車を伴うことを要した。軍という文字は戦闘には必ず兵車を出だし、軍隊は兵車の周囲を多くの兵士が包圍するから、包と車とを合して軍の字ができたといわれるほどである。それだ

から唐の行程表において、後漢の軍行の車が三十里であったことがわかると、後漢の車の一日程三十里に准じて後漢の歩行は一日の程が五十里であったことを推考せしめる。後漢と唐とでは六百年以上の開きがあるから、一里の長さにおいて変化があったのではないだろうかと思うのであるが、行程表における数字には歩行一日程五十里という点において、後漢と唐との間に一致があったといえるであろう。そうだとすれば、後漢の制を受けついで魏においても一日の歩行は五十里であったと考定することができる。(拙著、頁五四)。それで倭人伝において伊都・邪馬台兩國間の行程を陸行一月としながら、それを里數になおして千五百里に相当するとしたのは、計數上からいえば正しいといつてもよいのである。かように検討し来ると、一万二千余里のうちで確率が最も多く保証されているのは、帶方郡から末盧國までの海上一万余里である。その次は末盧國から伊都國までの五百余里であり、保証の程度が最も低いのは伊都國から邪馬台國までの千五百里ということになる。帶方郡から遠くなるに従うて距離の正確さの度合が減じているのだから当然そうなるべきだといえよう。

それでは右の里數は果して里數にふさわしい正確さをおびた數字であろうか。少しくそれを吟味してみよう。まず帶方郡から末盧國までの一万余里である。この中に郡から狗邪韓國までの七千

魏志倭人伝における里数誇張対照図

拙著『日本の原始国家』頁 289 附图参照



余里と狗邪韓對馬兩國間並びに對馬一支兩國間の各千余里とが含まれているのであるが、最初の帶方郡から狗邪韓國までは「乍南乍東」となっていて、朝鮮半島の西海岸を南下する部分とその南端から東行する部分との二つに分かちうる。然るに魏志の韓伝では韓は「可方四千里」としているから、帶方郡から半島の西岸を南下してその南端に達するまでを四千里と推定しているのである。それでは四千里とはどれほどの里数であるかというに、魏志の明帝紀景初二年六月の条には遼東の叛將公孫淵を討つために、明帝の決断により司馬宣公に附して四万の兵を洛陽から四千里のかなたにある遼東に送ったことが見える。これによると、右の朝鮮半島の西岸四千里は洛陽から遼東までの四千里に一致するわけである。然るに実際の距離を対比するならば、正確なことは云えないけれども、前者が実数の三倍以上に誇張されていることは、一見して明白である。距離の誇張は既にここにおいて見られるのである。同断の誇張は三韓全体の面積の誇張になっている。三韓合わせて凡そ方四千里であるのに対し、魏志の東夷伝に高句麗は凡そ方二千里とあるから、前者の面積は後者のその四倍ということになるが、歴史地図によって両者を比較すると、後者は明らかに前者よりも広いから、四倍以上に誇張されているといえるのである。(拙著、頁六〇七)前頁の附図を参無されたい。

このように朝鮮半島の南半において水行の里数に四倍ほどの誇張があるが、次に狗邪韓國から對馬國までが千余里、對馬國から一大國までが千余里、一大國から末盧國までが千余里、合わせて三千余里になっている。この三つの海峡の長さは三者不同でしかもその差は相当大きいのであるに拘わらず、同一の千余里であるところに、里数が不正確であるというよりも、表現が文学的であるという感じを与えることは次の事実によつて一層その感を深からしめる。即ち帶方郡から狗邪韓國までの七千余里にこの海峡地帯の三千余里を加えた一万余里といふ数字が、実に帶方郡から末盧國までの水行の距離である。このことは倭人伝における里数を考える上において、否、ひろく倭人伝の中に見える日数や戸数の数字について考える上において、十分留意されるべきことがらだと思つのである。なぜなら末盧國は九州の本土において帶方の郡使が初めて到達した國であつた。倭人伝に見える對馬國以下の三十國の中から對馬と一支との二國を除いた二十八國から成る倭人の住む大陸に着くまでの長い航海は、実に一万里を越えていたと郡使たちは郡の太守に報告していたのである。この一万余里といふ数字は、その中に含まれている里数が、三倍又はそれを越えるほどに誇張された里数であつたのであるから(拙著、頁二五一)、虚構の数字であつたことは云うまでもない。そしてこの数字が一

万里という、数字としては一つの極限をあらわす数字として用いられていることが、直に看取されうることは云うまでもない。このことをわかりやすく云うならば、倭国に派遣された帯方の郡使は、その復命書をかくにあり、まず末盧国まで一万里ときめておいて、次に半島の西海岸と南海岸と海峡地帯とに順次四千余里・三千余里・三千余里という虚構の里数を割りあてたのであるということができると思うのである。

それではなぜ二回にわたって倭国に使用した帯方郡の官吏は、そのような虚構の里数を報告したのであろうか。それが問題だと思ふ。万里の鵬程や万里の長城を始として万里という数字は里数の極限を示す用語であるから、倭国は帯方郡からはとても遠く遙かなる海上にあるという文学的表現であるということは云えると思ふ。しかし唯それだけの意味のものではなかったであろう。倭国に使用したのは魏と倭国との間の冊封関係のためであった。第一回は倭国の女王卑弥呼に冊書を送るのを主たる目的とし、第二回は倭国と狗奴国との交戦に対して魏の皇帝の指令を授けるのが目的であった。その当時魏は南方の呉と対立抗争を続けていたから、倭国に使用した郡使の任務は軽いものではなかった。一万里という里数は単なる文学的表現ではなく、何かの目的があつて復命書に書かれた数字であつたであろうと思ふのである。

これについては白鳥庫吉氏の説がある。白鳥氏は右の一万里を問題にされているわけではないが、氏は魏の景初二年に明帝が四万の兵卒を遼東の公孫氏討伐のために出そうとした時に反対意見があつたことを引き合いにして、倭国の事情を知らなかった魏の政府部内には倭国討伐論者も出たであろうと考えることができるが、倭国の事情に精通した帯方郡の役人達は之に反対だったので、帯方郡から倭国に派遣した郡使が帰郡してから、郡から報告書を魏の朝廷に提出する際、故意に里数を延長し倭国征討論を封じようとしたのであろうと説かれている。この説によると、虚構は郡の太守がしたことになる。私は拙著『日本の原始国家』において、帯方の郡使は伊都まできてそこで滞在し、倭国と郡との間の交渉はすべてここで行つて帰郡した。彼等は伊都国滞在中に邪馬台国まで赴いて使命をはたすことを欲し、それを倭国の役人に交渉してみたが、倭国は一大率を伊都国において嚴重に北方の守備を固めていた程だから、彼等の希望は認められず、伊都国から先へはどうしても進むことができなかつたので、使命完遂の失敗の責任を免がれるために、伊都国から邪馬台国までの距離を実数の五倍も六倍もある陸行一月にしたのであろう。これが本になって、倭人伝の里数は故意に誇張されたのだらうと述べた。（拙著、頁二五二）これも一説。しかしこれよりも一層可能性がありそうな説

として、郡使は距離を誇張して、一万里以上の遠方に赴いたと報告することにより、その労苦に対する重賞の獲得を期待していたのであろうという説も立てうるであらう。

しかし私は今これらのことは一万二千余里という里数における誇張又は虚構のもつ意味を考えると、さほど重要なことがらではないと思う。私はこの数字の中に三世紀の魏の官人がいだいた魏を中心とする世界観が含まれていることを重視する。私は倭国は带方郡から水行一万里以上の南方にある大國であるとしたところに、郡使にも郡の太守にも共通した倭国観があり、その根柢には中國的世界観があつたものと思う。まずその倭国観がいかなるものであつたかという点、それは前漢書の西域伝に書かれた西域の地方に対応するような倭地の存在を夢想せしめる意図をおびた倭国観であつて、倭国へ使した郡使は復命書において、既にそのような倭国観に基づく報告を行ない、この復命書を受けた带方郡の太守は、更にこの復命書の内容に潤色を加えた報告書を作成して、それを洛陽の政府に送つたのであろうと思う。私は以上の推考を決して理由なくして行なつてゐるのではない。郡使が最初正始元年(二四〇)に倭国に向つて派遣されたのは、女王卑弥呼に対して親魏倭王の印綬を授けるためであつた。そしてその印綬は先に西域の大月氏王に授けたのと同じの段階に属するものであつた。

それだから復命書に邪馬台國のことを大月氏國類似の國の如くに書いても全然不思議なことではなかつた。またその当時の中國人の世界観によると、西域地方に多くの大國があつたように、倭人伝では倭地と稱はれている広大な地域に多くの國々があり、その中には何万户という戸数を有する諸國があるというように中央政府に報告するのが、その当時の中國人の官人の空想に最もふさわしいような状況にあつたものと思うのである。

この想定を以て倭人伝を読む時において、我々は最もよく倭人伝の中に現われている倭地の姿を知ることができる。ここに倭地というのは、倭人伝の冒頭に「從郡至倭」と書かれている場合の倭である。この倭を倭國と読むことは次節で説くが如くに後漢書の倭伝に始まるが、それが范曄による倭人伝の読みぞこないであつて、倭人伝を不可解の書たらしめてゐる根源である。倭地といふのは、倭國即ち女王國をその内に含んでゐて、それよりも広い地方である。その中に倭人の三十國があつた状態は、前漢の西域伝が伝えてゐる西域地方に五十余國があつたのを連想せしめるようなところがある。魏志の倭人伝が前漢書の書例に拠つて書かれてゐるのはこのような關係から云つても理由がないとはいえないと思う。前漢書西域伝に書かれてゐる西域の諸國と魏志倭人伝に書かれてゐる倭地の諸國とを対照すると、倭地の諸國が西域の

諸国と対応させるような虚構の数字で書かれているので、興味を感ぜしめるものがある。西域伝の大月氏国は「去_二長安二万一千六百里、不_レ属_二都護_一、戸十万」とあるが、これに似たこととしては、倭国の女王が都していた邪馬台国が、帯方郡を去ること一万二千余里で、戸数は七万戸と推定されていることである。大月氏国では「王治_二監氏城_一」となっているけれども、邪馬台国については国王の治所は書かれていない。邪馬台国は女王国（倭国）連邦の国都所在地であったが、西域には大月氏国を盟主とするような連邦はなかった。それらのことでは倭地と西域とは、もちろん全然ちがっているけれども、倭地の三十国は郡から最も近い対馬国でも八千余里の遠方であり、殆んど全部の国が一万里以上の遠方であるということは、西域の諸国が長安から六千里以上の遠隔の地にあつて、東西六千余里だという西域伝の記述は、倭地は南北五千余里という倭人伝の叙述とよく似ていると思う。だから帯方郡から末盧国までが一万余里、邪馬台国までが一万二千余里となっているのは、前漢書西域伝の西域地方に東西相對照せしめるために、敢えて誇張して虚構の倭の世界を描いていると想定する。

このように倭人伝の倭地なるものは前漢書西域地方を連想せしめるような東南の大陸として描かれているという虚構があるといえるが、これは魏の皇帝が君臨する世界は曾て前漢の時代に西方

において延びていたのと似たことが、東南の倭地においても生じているといわんばかりの構想において描出されているものだと云えよう。このような魏の皇帝のいわば一種の虚栄心を満足させようとする意図が含まれているのが倭人伝の倭地であつたとすると、帯方の郡使の復命書において既に倭地に関する虚構があつたところへ、帯方の太守が更にそれを潤色した報告書を作って洛陽の中央政府に送つたということは、頗る可能性の多いことであると云うことができるであろう。そうして魏略を書いた魚豢は太守の報告書が政府に保存されているのを、材料にして倭伝を書き、魏志を書いた陳寿は魏略を材料にして倭人伝を書いたのであろう。

そこで邪馬台国の所在地であるが、前漢書の書例に従うて倭人伝を読むと、その所在地は伊都国の南で「水行ならば十日を要し、陸行ならば一月を要する」場所であつたことになる。そしてそれは今日は筑後の山門郡にあたることを前節で述べ、その説明をこの節に譲つたから次にはそれを述べるが、まず氣のつくことは福岡市の西隣りの前原町は伊都国の故地であるが、そこから福岡県の西南端の山門郡に至るまでの水陸両路のうち水路は九州の西海岸をまわつて有明海にはいる。陸路はそこから奴国があつた博多を経て南下し筑後平野を進んで有明海に達する。この両路の落ち合う所が邪馬台国の山門郡である。然るにこの両路を比較すると、

水行の方は成数十日としてもまずよいとして陸行の一月は余りにも長い。両者の日数は余りにも比例を失っている。それで邪馬台国の位置をこの読み方で決定するのはよくないという説を生じているのである。それならばなぜこのアンバランスが生じたかという理由を語る必要があるが、それはこうである。陸行一月の方は帯方郡から女王国の国都の所在地であった邪馬台国に至るまでの幹線の距離一万二千余里の中に含まれる行程としての一月である。これが一万二千余里の中から末盧国までの一万五百余里を引いた残りの千五百里に相当し、前記の如く距離としての正確さの最も弱い部分にあたる。だがこれだって全くの虚構ではなく、元の実数があつてのことに相違ない。なぜなら、末盧と伊都との間が陸行五百里とあるから、伊都・邪馬台間の陸行千五百里はその三倍であり、実地との釣合がとれるのである。誇張は末盧・伊都間の五百里にある。これは十日を要したことになって、実数の五倍か六倍に拡大されているであろう。そうだったとすると、伊都・邪馬台間の陸行一月は実数において五日か六日であったのであり、それなら三世紀の九州の交通ではありうべきことだと思ふのである。これに対して水行の方は延喜主計式上に見える輪調使の上京に要する行程表を参考すると、成数化された十日の原数は十二日でも十五日でもよいのだから不可はない。従つて倭人伝の

記事に基づいて、邪馬台国の故地が水陸兩路が会合する山門郡であったことは確定的である。(拙著、頁二七、六〇五)

それではなぜ陸行と水行とでかくの如き差を生じたかといえば、それは明白である。陸行一月の方は帯方郡から女王国の国都の所在地であった邪馬台国までの、いわば兩地間の幹線の距離の末端の部分であつたので、最初から故意に誇張された距離であつたのに対し水行十日の方はそれとは無関係だったので、伊都において倭人から聞いた水行の日数をそのままとり成数化して十日としたのである。実はこれも五倍か六倍に原数を拡大して水行六十日とか八十日とかにすべきであつたが、正確と称しながら本来正確に書く意志はなかつたのだから、それでもよかつたわけである。伊都から投馬国までの水行二十日も同断である。倭人伝において重要な数字は帯方郡から女王国までの距離が一万二千余里であるということである。この里数は形式的には里数だから正確なわけであるが、実質的には原数を故意に四倍以上に誇張した里数である。なぜ誇張したかという点、漢代の西域に対抗しようとするような広大な土地が帯方郡の南方にある。それが倭地(倭)である。その倭地の中に倭国がある。倭国は女子を以て国王とする珍らしい国であるが、この女王国の女王が都する所が邪馬台国であつて、この国の位置は会稽の東冶の東にあり、帯方郡から南方一万二千余里の

所にある。然るにこの遠方から女王卑弥呼が魏の徳を敬して使をよこしたから、明帝はこれに対して親魏倭王の印綬を与えたというのが、倭人伝の記事において最も力をいれている部分である。先に述べたように、これは魏を中心とした中国的な世界観であった。だから我々は倭人伝を読むに当って、この中国的な世界観によって生じた虚構の数字に振り廻わされてはならない。既に述べたように、邪馬台国の所在地が会稽の東冶の東方であったということは、今日の台湾の東方か東南の辺に邪馬台国があったことを意味する。近畿ヤマト説が成立しないことは勿論であるが、伊都から後の里数や日数の長さだけをとりあげて、一万二千余里という帯方郡から邪馬台国までの虚構された全里数を軽視した従来の読み方が、当をえたものでないことは明白だと考える。

四、倭の五王時代に倭人伝を利用して

書かれた後漢書倭伝の倭国観について
 の理解の必要と倭人伝の解説
 におけるその効果、殊に邪馬台国
 と女王国とを同視する従来の誤り

た定説の発生原因の究明

近代の我が国の史学界において魏志倭人伝の解説が問題になり

だしたのは、明治四十五（一九一二年）に内藤虎次郎と白鳥庫吉の両氏の間で卑弥呼論争が行なわれてからである。前者は大和を後者は筑後山門郡を邪馬台国であると見ている。共に対馬から邪馬台までの八国の行路を連続的に読んでいる。その後約六十年の今日では北九州説が有力であるが、榎一雄と井上光貞の両氏は共に筑後山門郡説を採り、且共に伊都国以後を列挙的に読まれている。このような変遷はあるけれども、従来行なわれた北九州説は内藤氏を除くと邪馬台国と女王国とを同一視している点においては一致している。私はこれが倭人伝不可解の根本原因だと思うのであるが、それは倭人伝の倭を倭国なりとする後漢書の倭国観が諸氏によって採用されていることに由来する。

まず内藤氏は何を根拠にして倭を倭国であるとされたのであるかといえば、氏は「卑弥呼考」の「到其北岸狗邪韓国」の条に「ここに其の北岸といえるは倭国の北岸をいえるなり。後漢書に楽浪郡徼去其国二万二千里、去其西北界狗邪韓国七千余里といえるも、この其字は皆倭国を指せり。然るに菅政友氏は誤りて之を韓国を指せるものとして北岸といえるを疑えり。此誤は蓋し當時狗邪韓国が已に倭国に版属せることを思はざるに出づ」（傍点牧）と述べている。これによれば内藤氏が倭人伝の解釈において後漢書の解釈を採用されたことは明白である。右の引用中の「到

其。北岸狗邪韓国^二は、倭人伝の冒頭に、「從^レ郡至^レ倭、循^レ海岸^一水行、歷^レ韓^國、乍南乍東、到^レ其^{北岸}狗邪韓国^二（傍^レ倭）とある文の最後の部分であつて、「其北岸」の其の字は「至^レ倭」の倭の字にかけるのがよいか、「歷^レ韓國^一」の韓國の字にかけるのがよいか、どちらがよいかといへば、後漢書の「其国」と同様に倭の字にかけて倭国とよむのが正しいというのが内藤氏の解釈であつたのである。だから内藤氏は「從^レ郡至^レ倭」の倭を後漢書と同じく倭国と解釈されているのであり、また狗邪韓国を倭国の中に入れ、二十一国の最後の奴国を伊都国の次の奴国の重出とされているのである。だがこの読み方によると、後漢書倭伝に「棗浪郡徼去^レ其国^二方二千里^一」としている場合の方二千里は、倭人伝では帶方郡を起点にした「自^レ郡至^レ女王国^二方二千里^一」という場合の方二千里に当るのだから、「其国」は倭国ではなくして女王国に当たるわけである。そして後漢書が後漢の光武帝に朝貢した奴国を倭国の極南界の国だとしているのは、倭人伝の所在地不詳の二十一国の最後の奴国について、「此女王境界所^レ尽、其南有^レ狗奴国^二と書かれているのに拠っていることは明白であるから、後漢書は倭国と女王国とを同視していたことがわかるのであるが、内藤氏も後漢書と同様に、九州北海岸の奴国と二十一国の最後の奴国とを重出とされているから、倭国と女王国とを同視されてい

るのである。そしてその結果狗奴国の故地を肥後の菊地郡城野郷だとされている。だが私は奴国重出説は後述の如く後漢書が「從^レ郡至^レ倭」の倭を倭国と混同した結果生じた誤だと思ふ。また狗奴の語源はクマ（熊）であり、奴国は二つあり、狗奴国の故地は熊県があつた肥後の球磨郡だと考える。（拙著、頁三七七—三八二）然るに北九州の山門ヤマト説を採られている井上光貞氏も『シンボジウム邪馬台国』中の氏の論文「邪馬台国の政治構造」の頁一一に「其北岸は文脈上あいまいではあるが、これを韓國の北岸ととっては不自然であり、やはり倭国の北岸とすべきであらう」とし且狗邪韓国に倭国の支配権が及んでいたであらうとされている。だから井上氏も内藤氏と類似した読み方をされている。そして、筑後山門郡を邪馬台国の故地とされた井上氏は榎氏と同様に白鳥氏の学説の流をうけて女王国と邪馬台国とを同視し、右の論文において私が『史林』で発表した二つの旧稿に言及され、氏の邪馬台国と女王国との同視説を主張されているけれども、氏と私との見解の基本的な差違は、私が本稿の第二節で述べたとおり、不弥国までの六国の地方を前漢書の西域伝の書例に則つて、「自^レ女王国^二以北^一」の地方であると解釈し、この六国の地方の南に女王国があり女王国は連合国家であつたが、その女王国は倭国と同一であつて、倭国が大乱に陥つた時それを構成した諸国の共立によ

って倭国王になった者が女王卑弥呼であり、この女王の都の所在地が邪馬台国であったというように説くことにより、「自_二女王国_一以北」の地方と女王国とを区別し、邪馬台国と女王国とも区別しているところにおいて、井上氏と全く相違するところがあるのである。これらの点に関して私は『史林』の一九六六年（昭和四十一）十一月に「井上光貞氏の『邪馬台国の政治構造』に対する批判」を発表した。白鳥庫吉氏は女王国には邪馬台国そのものを指した場合と卑弥呼の勢力範囲を示した場合との二つの場合があるときれている。（拙著、頁二五六）

だがこのように女王国と邪馬台国とを同視しながら、女王国に広狹二義を立てるとすると、狹義の女王国が邪馬台国だというのが既に異様で、白鳥氏のように邪馬台国を筑後の山門郡の地であったとすれば、氏は連続説であるから、投馬国は氏も云われているように、筑後平野の下流にあったことになるので、そのような所に女王国と一大率が檢察した「自_二女王国_一以北」の地方とを分つ境界があったとすることが既にへんだと云わざるをえない上に、広義の女王国が対馬国以南の諸国だったとすると、この場合の「自_二女王国_一以北」は、対馬国より北の三韓地方になるであろう。伊都国におかれた一大率はその地方をも支配したのであるかという疑問が当然生ずる。それで女王国に広狹二義があるという説は

矛盾を生じて成立しないといわざるをえない。然るに邪馬台国を女王国だとすると、井上氏の如く邪馬台国の支配の下に立つ邪馬台国連合というべきものを考えられるとしても、これも女王国と同視せざるをえないような関係になってくるのであるから、「自_二女王国_一以北」との関係において白鳥説同様の困難に陥らざるをえないと思うのである。女王国と邪馬台国との同視はどうしてもむりだと思ふ。（拙著、頁二八五）

それではなぜこれまでこのようなむりな結果を生ずる読み方が後漢書から生まれてきたかといえば、それは後漢書が書かれた時代における倭とか倭国とかよばれた日本の国情を考えるとすぐ判明する。後漢書は宋の范曄によって書かれたが、彼が四十八歳で歿したのは四四五年であった。正に倭の五王時代の中の倭王済の時代即ち允恭天皇の時代にあたっている。それまでに仁徳天皇に擬せられる倭王讃があり、履中天皇に擬せられる倭王珍があった。倭王済の時代の次には安康天皇に擬せられる倭王興及び雄略天皇に擬せられる倭王武がある。この倭王武が宋の皇帝に送った国内経綸の上表が、その当時における日本の民族的統一事業の顯著なる発展を物語る史料であることは人々のよく知るところである。このような時代であったから、日本の国王が宋帝に送った上表と宋帝から日本の国王に送った詔書とが、宋書倭国伝に収められて

いるのを見ると、五世紀の前半において、倭の勢力範囲が朝鮮半島の南半に及んでいたという事実と、宋の皇帝がその事実を認め、倭国王に倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事安東將軍というが如き榮稱を与えるに至っていたという事実とを知ることができるのであるが、范曄はまさしく宋と倭との間にそのような外交上の交渉が行なわれていた時代に、宋の政府に仕官していたのである。然るに宋書倭国伝によると、倭と倭国とは同義において使用されているのである。倭王といたり倭国王といたり、その間に区別をおいていない。それだから范曄が魏志の倭人伝を利用して、後漢書の倭伝を書いた時にも倭と倭国との間に区別を立てていなかったということは当然であつたといわねばならない。

倭と倭国とを同視した范曄の倭国観の中には、五世紀前半の日本国の国情をその内に蔵するものであつたのである。ことに朝鮮半島南半の五国に対して支配力を有するような強国としての倭国の觀念がそれにつきまとうていたのであつた。そうして彼は魏志の倭人伝の冒頭に見られる「從郡至倭」の倭を、ほぼこのような倭国として受けとつたようである。これが後漢書倭伝においては、その初が「自武帝滅朝鮮、使馭通於漢者、三十許国、国皆稱王、世世伝統、其大倭王居邪馬臺国。楽浪郡徼去其国二千里」となっているゆえんである。これによれば彼が倭人伝を利用

することによって倭と倭国を同視していたことがわかる。また倭は三十許国から成立するが、その大倭王は邪馬台国におるとしたことの理由もよくわかる。倭国が三十許国から成るといふのは、倭人伝の魏に通ずる三十国から取材したのである。漢の武帝が朝鮮を滅ぼしてから使訳して漢に通じた倭人ならば、前漢書のおり百余国でなければならぬが、范曄はそこをごまかして三十許国にしていることは既に先人の指摘しているとおりである。「国皆稱王、世世伝統」は倭人伝が伊都国王について書いている文によつていふことも亦、これまでから云われていることである。

次に「其大倭王居邪馬台国」という部分は、范曄が倭と倭国とを同視していたがために生じた作為である。それはその次の「楽浪郡徼去其国二千里」という文が、倭人伝の「自郡至女王国二万余里」から来ていることに疑はないからである。范曄は倭人伝冒頭の「從郡至倭」の倭を倭国とよんだので、「到其北岸狗邪韓国」の「其」を倭国とよんでいるのである。そうしてその次の「楽浪郡徼去其国二千里」とあるのが、倭人伝において「自郡至女王国二万余里」とあるのによつていふことは明白である。徼は境である。帯方郡は後漢の建安年代に楽浪郡の屯有県以南を割いて設けた郡であつたから、范曄の後漢書では楽浪郡の名にしておく必要上から、倭人伝には万二千里と

あるところの余の字を削って万二千里にしているのである。彼はまた既に述べたように女王国が倭国の異称であって同一であることを知っており、郡から女王国⇨倭国までの距離が両者の治所の間の距離であるという距離表示上の原則に従うて倭人伝を読んだから、帯方郡の治所から「女王之所⇨都」という註記のある邪馬台国までの距離を以て、郡から女王国までの距離としているのである。このように見てくると、范曄が彼の宋の時代、日本では倭の五王の時代の倭と倭国とを同視する觀念に基づいて倭人伝をよみ、三国時代の魏の時代における倭と倭国とに関する史料から、三国以前の後漢時代の歴史を逆推して倭伝を書いたということが判然として明らかになるのである。（拙著、頁一八五―一八）

范曄はその結果倭人伝では生じえないことを倭伝に書いている。邪馬台国王を大倭王としているのは、彼の倭人伝についての読み方では倭国王⇨女王国王は邪馬台国に居る女王卑弥呼に他ならなかったから、「その大倭王は邪馬台国に居る」としたのである。なぜ大倭王としたかといえは、彼は伊都国王が世々女王国に統属しているように三十許国の王も女王国に統属していると考えたからである。彼は魏の時代における倭国の国王は女王であったが、卑弥呼以前の倭国王は男王であったかことを倭人伝によって知っていたから、後漢の男王時代において三十許国を統一していた倭国

王を大倭王とよんでいるのである。彼が倭国と女王国とを同視したことは、倭人伝の解釈としては正しいが、彼が念頭においていた倭国は五世紀の宋の時代の倭国であったから、三世紀の倭人伝の倭国では想像もできないことをありうることの如くに考えていた。「自⇨女王国⇨以北」を例にとると、倭人伝では既述の如くに対馬から不弥までの六国の地方がそれである。然るに後漢書倭伝の流儀で「自⇨女王国⇨以北」を考えると、それは対馬国以下の諸国から成る倭国⇨女王国より北になるから、三韓にならざるをえない。倭人伝に見える、三世紀の前半にはそのような「自⇨女王国⇨以北」はありえない。勿論そこに一大率をおくというが如きことは想像することもできぬ。だが、五世紀前半の倭国ならば半島南部に進出していたからそれができたのである。

後漢書は狗奴国を女王国の東方海上千余里にある国としているが、倭人伝に女王国の南と明記されている狗奴国を女王国の東におきかえたのは、女王国と倭国とを同視し、且倭の三十許国は凡て邪馬台国王⇨大倭王に統属していたと考えていた范曄にとって、女王国よりも南に狗奴国があつてはつごうがわるいので、「女王国東千余里亦有国、皆倭種」とある倭人伝の文を変更して「女王国東有⇨狗奴国」としたのである。倭⇨倭国⇨女王国及び奴国の重出を後漢書的に考えた内藤氏は、前記の如く狗奴国を

女王国の南に求め菊地郡城野郷をその故地としているが、これも同様にむりである。なお後漢書は狗邪韓国の所在地について、倭人伝の「到其北岸狗邪韓国」の北岸を西北界になおしているが、これは恐らくは彼が彼の時代の倭国が倭人伝の倭国よりも東寄りであると感じていたことの表われで、五世紀の倭国観のなごりを止めているように思える。

後漢書の倭伝が倭人伝の倭を倭国と見ているのは、このような来歴を有する范曄の倭国観に基づいているのであるから、そのつもりで後漢書にあらわれた倭人伝についての解釈を考うべきである。そうして日本書紀が神功皇后紀において、三十九年・四十年・四十三年の三か所の註記に、魏志の倭人伝から女王卑弥呼と魏との国交に関する部分を引用しているのは、後漢書倭伝との関係において適切であったと云いうる。なぜなら五世紀前半の倭の五王時代の日本の国情に基づく倭国観が後漢書の倭国観を支配していたのであるから、半島への遠征を行なったという神功皇后を、倭人伝の女王卑弥呼に当たると見立てることは当然のことであるからである。これなら邪馬台国は大和であつてもよい。女王国が倭国であり倭であつてもよい。対馬国に至るまでをヤマトであると云つてもよい。日本は半島の南部を占有してそこに総督をおいたのだから「自女王國以北」に一大率をおいたとも云いうる。

仮に書紀の記述を年代的に正しいとするならば、後漢書倭伝の倭人伝に対する解釈をまんざら不当とはいえないであらう。

しかしながら、ひとたび書紀の紀年が正確ではなく、神功紀の辺では千支二連ほどの線上があることが考定されると、近代史学による倭人伝の研究に後漢書の倭国観をとりいれるということは、明らかに不当であると云わざるをえない。三世紀前半の倭人に関する記事と五世紀前半の倭国に関する記事とを混同するということは、絶対に許されないことであるからである。然るに内藤氏は前記の如く後漢書倭伝に従うて倭人伝の冒頭における「從郡至倭」の倭を倭国だとされている。今日では井上氏も同一の見解であることは前述の如くである。そうして倭を倭国であつたとすると、魏に通じた三十国はすべて倭国の中に入れなければならぬことになるのであるが、後漢書のように狗奴国を女王國「倭国」の南におかず、倭人伝の原文を変更して女王國の東に移さない以上、女王國と同一の倭国を考えることはできないので、女王國を重視すると、ここに初めて倭国が学説の対象からはずれることになる。また女王國とならんで重視されるようになったのが邪馬台国である。そうして帯方郡から万二千余里の女王國と同一の距離の邪馬台国とが同一視されるようになった。また「女王之所都」という邪馬台国に関する註記が、「女王國」そのものを意味するとい

うことになった。そうして「自_レ女王国_ニ以北」は邪馬台国より以北だということになった。内藤・白鳥両氏の論争は実にかくの如き意味における邪馬台国論争であると共に女王国論争であつて、そのためには投馬国の所在地が問題になっている。そうしてその時以来邪馬台国の所在地論は必ず投馬国の位置論を伴うことになっている。しかしながら両氏の論争を見て感ずることは、両氏が共に国と国との間の距離は両国の国都の所在地の間の距離で計算するといふわかりきつた原則を全然無視されていることである。

「自_レ郡至_レ女王国_ニ万二千余里」というのは帯方郡の治所の所在地から女王国の治所即ち国都の在り地までの距離でなければならぬ。然るに両氏は共に伊都国以後も連続的に読まれたので、帯方郡から女王国及び邪馬台国までの里数の計算になやまれた。内藤氏は女王国と邪馬台国とを区別されているが、原文の南を東に変更し後漢書的な倭国_ニ女王国の見方でよまれている点で誤っている。

この部分私が拙著頁二五六において内藤氏も邪馬台国女王国同視説だとしたのは誤っているから訂正する。これに対し白鳥氏は女王国は邪馬台国を指すと断定し、狭義では邪馬台国、広義では卑弥呼の勢力範囲とされている。(拙著、頁二五六―七)然るに邪馬台国女王国同視説は伊都国以後を列挙的に読まれる榎・井上両氏においても持統せられ、且今日までの定説になっているのである。

それでは倭人伝の冒頭の「從_レ郡至_レ倭」の倭は、果して後漢書の見解の如くに倭国と見るのが正しいかというに、そうではない。倭人伝の中には倭を倭人の意味でも倭地の意味でも使用しているが、「從_レ郡至_レ倭」の倭の字の意味の説明は、倭人の政治風俗習慣や倭地の物産風土などを説き終つたところに「參_レ問_レ地_ニ絶在_レ海中洲島之上、或絶或連、周旋可_レ五千余里」と見える。この文に収められた「倭地」こそは、「從_レ郡至_レ倭」と前後相對應する位置において倭が何を意味したかを物語るところの「倭地」である。(拙著、頁四一―二)そしてこのような倭人伝の倭が倭国ではなくして倭地であるという表現法は、ひとり倭人伝に限つたことではない。魏志の東夷伝の書例によることである。この東夷伝は夫余や高句麗のように国を形成していた場合でも、国名によって記述することにはしていない。その点は前漢書の西域伝と異なるところである。民族本位が種族本位に書いているが、必ず最初にその民族なり種族なりの住所をあげ、その大部分を占めた国をその族名で称ぶという表現法をとっている。倭国という名称においても同様である。(拙著、頁四一―七)倭人伝の中では前漢書西域伝の書例が諸国のことを書く表現法になっているが、東夷伝では民族・種族を地理に結びつけて書くという方式をとっているのは、国を成さない種族があるからだと思う。魏志倭人伝の種本である

魏略では倭伝となつてゐるが、この方が夫余・高句麗・韓などの伝名との対照上適當な名称であるといえよう。そして魏略の倭伝でも魏志の倭人伝でも倭国本位ではなく倭地本位に書かれていた点では同一であつたと思う。倭人伝に書かれた倭人でも倭国でも九州地方に限られ、本州や四国に及ぶ倭人全体を含んだ倭国というが如きものはまだ成立していなかつた。後漢書倭伝は倭伝とはいふけれども内容が倭国伝になつてゐる。倭人伝の解釈との関係

においていふならば、倭を倭国と同視したことは後漢書の本質的な誤謬がある。魏志倭人伝を正しく読もうと思えば、後漢書が五世紀前半の史家范曄の倭国観によつて書かれたものであり、五世紀の感覺を以て書かれたものであるという認識をただすことが必要である。これまでのように後漢書をおもんじてそれに翻弄されてはならない。倭人伝は倭人の叙述を目的にはしてゐるけれども、それは倭地における倭人に限定されている。女王国の東方(四国)にも倭種の国があつた。だがそれは倭人伝が書いてゐる倭地(九州)の倭人ではなかつた。且つこの倭地の中に倭国があつたのであつて、この倭地全体が倭国であつたのではない。狗奴国の如きは倭地の中の倭人の国ではあつたけれども、女王国とは敵対関係にあつたから、両者が共に倭国を作るといふようなことは絶対にありえないことであつた。然るに倭を倭国なりとし、倭国と女王

国とを同視した范曄は投馬国を女王国の南におくことができなかつたので、これを女王国の東で海を渡る千余里の地にある倭種の国であると書いて、倭人伝の原文を完全に変更せざるをえなかつた。後漢書の読法を採られた内藤虎次郎氏も前記の如く狗奴国を肥後の菊地郡に求められた点で誤つてゐるといえる。

五、結 論

魏志倭人伝正解の途について、私は倭人伝は前漢書の書例によつて書かれてゐるから、そのルールを守つて読むことが肝要だと考へる。本稿第二節ではこのことを述べた。この読み方によると、伊都国以前は連続的読み方が正しく、同国以後は伊都国を起点として放射的列挙的に読むのが正しいことが判明する。また「水行十日陸行一月」は「水行ならば十日陸行ならば一月」と読むのが正しいことが判明する。そうして特に重要なことは、「自_二女王国_一以北」については「其戸数道里可_レ略載」とあるのを、前漢書西域伝に西域の諸国の記述について「其戸数道里翔実矣」とあるのに対照して考へると、対馬国から不弥国までの六国の地方が倭人伝にいう「自_二女王国_一以北」の地方であることが判明するのである。又、倭人伝を注意して読むと、その冒頭の「從_二郡至_一倭」の倭は、原文が倭の説明を終えたところに、「參_二問倭地_一、絶在_二海中

洲島之上、或絶或連、周旋可_二五千余里_一とある文の中の倭地に相当する。そしてこの倭地についての読み方は魏志の東夷伝の書例に一致する。それで倭地の中に「自_二女王國_一以北」の地方である上記六国の地方と、その南の女王國の地方と、更に女王國の南の狗奴國との三つの地方があったことが判明する。またこれを本にして、倭國と女王國とは同一であり、邪馬台國は女王國_一倭國の國都の所在地であったことがわかる。邪馬台國が女王國の國都の所在地であったことは、國と國との間の距離は兩者の國王の都の所在地の間の距離で表示するという前漢書西域伝の書例に照して明白である。思うにこれは独り前漢書に限らず、中国文献の一般的書例であろう。だから、「自_二郡至_二女王國_一万二千余里」とは、帶方郡の治所から女王國_一倭國の國都の所在地までは、一万二千余里であるという意味である。邪馬台國を「女王之所都」と註記しているのは、女王國の女王の都の所在地という意味である。これらの断定を綜合すると、邪馬台國と女王國とを同視し来った従来の定説は謬見であると断言することができる。実にこの謬見が存続するかぎり倭人伝は永久に不可解であると断言することができる。

「自_二女王國_一以北」が上記六国の地方であることが確定すると、「自_二女王國_一以北、特置_二一大率_一、檢察_二諸國_一、諸國畏_二憚_一之」と

ある文により、この地方は女王國の属領であつて、女王國が伊都國においた総督が嚴重に諸國を檢察していた地方であつたということがわかる。それを手懸りにして女王國の國家体制なるものが判明する。また倭人が「自_二女王國_一以北」と女王國とその南の狗奴國との三つの地の三つの部族に分かれていたことが判明する。茲において初めて倭地とよばれている九州地方の政治地図を書くことができる。(『シンポジウム邪馬台國』、頁六五、拙著『日本の原始國家』頁二八九)「自_二女王國_一以北」の地理的決定によって生じた他の効果は投馬國の所在地の決定である。この決定によって前記の如く邪馬台國と女王國とが完全に分離すると、伊都國から南水行二十日で達する投馬國は邪馬台國_一女王國の北に位置しなければならぬのに、伊都國から水行十日で達する邪馬台國(筑後山門郡)よりも南の日向の妻(今日は西都市の内)にあつたとすることが矛盾ではなくなるのである。邪馬台國_一女王國の拘束を除かれるからである。邪馬台國と投馬國とは距離が日数で示され戸数が推定である点で同一であるのに、前者を女王國とし後者を「自_二女王國_一以北」に入れていたところに、既に誤読が存在していたのである。投馬國が日向の妻を治所とした國であつたということは歴史的にも考古学的にも理由のあることで、日本の民族國家の起源史の研究上にも深い意味があることだと思ふから、上記の如き安全な地

理的決定がなされうることの意義は軽くないと考える。

倭人伝の正解のためには、右の如く前漢書殊にその西域伝の書例に従うて原文を読むことが必要である。これが倭人伝正解の第一条件である。だがこの読み方は、「自郡至女王国二万二千余里」という带方郡と女王国との間の距離の記事との関係において、邪馬台国は伊都国の「南水行十日陸行一月」の地にあるという記載を理解することによって補充されることを要する。原文の中に含まれた虚構の里数や日数の偽装にまどわされることなく、虚教の裏にひそむ実数を捉えるにはその途がある。それには倭人伝の倭地や倭国や邪馬台国などに関する地理的叙述の中に混入した三世紀の中国官人の世界観に基づく虚構の実体を捉えることを要する。この部分は拙著『日本の原始国家』の叙述では不備などころがあり、今回それを充実することができた。このように倭人伝の中に含まれた虚構の距離の実体を見て、邪馬台国の所在地を確定することは、倭人伝正解の第二条件である。倭人伝の正解のためにはなおこの上に、後漢書倭伝の倭国観が倭人伝の正解を妨害していたことを知らなければならぬ。後漢書は倭人伝に見える三世紀前半の九州の部族国家を五世紀前半の倭の五王時代の民族国家と混同し、倭人伝の冒頭の「從郡至倭」の倭を倭国と見てゐる。だから後漢書の倭国観に従いながら倭人伝を原文どおり読む

ことは全く不可能である。それをむりにやろうとすると、狗奴国の認識を誤るか又は邪馬台国と女王国とを同視するという謬見に陥らざるをえない。このことを理解することは倭人伝正解の第三条件である。私はこの三条件をみたすことによって魏志倭人伝の正解に達しようと考えてる。

〔附記〕 邪馬台国「女王国説」とり、邪馬台国の故地を筑後山門郡におくならば、狗奴国の所在地は肥後菊地郡の辺に求めざるをえないが、その説が投馬国の故地を日向の妻にとるならば、女王国から投馬国への陸路はなかったことになる。狗奴国は女王国の敵だったからである。だが山門郡説をとりつつ、女王国「邪馬台国説を否定する私は、拙著の頁二八九所載の附図の示すが如く、狗奴国の所在地を景行紀の熊泉があった肥後の球磨郡に求めたから、菊地郡を通過する投馬国への陸路が存在したことになる。次に九州北岸に「自女王国以北」とよばれた女王国「倭国の属領があり、伊都国が穴門（長門）の海峡で瀬戸内海から染浪・带方二郡への通路を抑えていたとすると（拙著、頁五一七）、倭人による大陸文化の吸収は辰韓と出雲との間の通路による他はなかったことになるが、記紀の神代史と倭人伝とを対照すると、女王卑弥呼の時代における有力な出雲の部族大王国家の存在と國譲り神話の史実性とを推定せしめるものがある。一九六九・一二、「龍谷法學」二一一所載拙論「女王卑弥呼と日本の民族國家の起源史との関係」参照。

（龍谷大学教授・）

Conditions for the Correct Interpretation of

Wei-ch'ih-wê-jên-ch'uan 魏志倭人伝

by

Kenji Maki

About the interpretation of *Wei-ch'ih-wê-jên-ch'uan* 魏志倭人伝, the writer previously published "*Nippon no Genshi-kokka*," or *The Primitive State in Japan*, explaining the effect that *Wê-jên-ch'uan* 倭人伝 was written after the writing style of *Ts'ien-han-shu* 前漢書, expressed my new opinion that "The northern district beyond the Queen State" 「自女王国以北」 means the region of the six countries from *Tsushima* 对馬 to *Fumi* 不弥, and that in the south of which there was the Queen State 女王国, Federation of *Wa-koku* 倭国, and "the Capital of the Queen" in *Wa-koku* is *Yamatai-koku* 邪馬台国; and according to the above writing style *Yamatai-koku* originated from *Yamato-gun* 山門郡 in *Chikugo* 筑後 and *Tôma-koku* 投馬国 from *Tsuma* 妻 in *Hyûga* 日向. And also the writer insisted that the established theory of coinsiding "the Queen State" 女王国 with *Yamatai-koku* should be a wrong interpretation originated from *Hou-han-shu-wê-ch'uan* 後漢書倭伝. Still, this wrong interpretation has been prevalent and among archaeologists is still predominant the *Yamato* 大和 theory; the statement in *Wê-jên-ch'uan* of a month's walk by land from *Ito-koku* 伊都国 to *Yamatai-koku* has still been considered un-reliable, and even the new theory appears that *Yamatai-koku* 邪馬台国 is wrong and *Yamaichi-koku* 邪馬壹国 is right. Accordingly, this article explains the conditions for the correct interpretation of *Wê-jên-ch'uan* with the writer's opinion strengthened by some recent knowledge after the publication of my book.

States General of the Netherlands

in the 15th and 16th Centuries

by

Hiroshi Kawaguchi

This paper, making critical reference to the views of J. Gilissen and